

改正

平成24年7月6日
平成24年12月28日
平成26年8月5日
平成29年9月26日
令和3年9月6日

江別市成年後見制度における市長申立てに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、市長が行う後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判その他の審判（以下「後見開始等審判」という。）の申立手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市長が行う後見開始等審判の申立ての対象となる者（以下「対象者」という。）は、認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため判断能力が不十分な者で、日常生活を営むことに支障があるもの又は親族等から虐待を受けているものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 市内に居住する者

イ 市外の施設等への入所等に伴う市内からの転出により、本市が保険者等（介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の実施機関及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による給付の決定機関をいう。以下同じ。）になっている者（以下「住所地特例者等」という。）

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 2親等以内の親族が存在しない者

イ 2親等以内の親族の全ての者が後見開始等審判の申立てを行わない旨の意思表示をしている者

ウ 親族等から虐待を受けている事実が確認される者

エ その他市長が特に必要と認める者

(申立ての種類)

第3条 市長が申立てを行うことができる後見開始等審判は、次に掲げるものとする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判

(2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判

(3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を必要とする行為の範囲の拡張の審判

(4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

(5) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意権の付与の審判

(6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人の代理権の付与の審判

(7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人の代理権の付与の審判

(申立ての要請)

第4条 対象者の日常生活の援助者（親族以外の者（社会福祉法人等の職員を含む。）に限る。）、民生委員等は、対象者が後見開始等審判の申立てを必要とする状態にあるものと判断したときは、後見開始等審判の市長申立要請書（第1号様式）により、市長に対し後見開始等審判の申立てを要請することができる。

2 市長は、前項の規定による後見開始等審判の申立ての要請があった場合において、対応の方法を決定したときは、後見開始等審判の市長申立要請について（回答）（第2号様式）により、当該要請をした者に通知するものとする。

(対象者及び親族の調査の実施)

第5条 市長は、前条の規定による後見開始等審判の申立ての要請があったときその他必要があると認めるときは、対象者と面談し、その状況について調査するものとする。

2 前項に規定する調査の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 2親等以内の親族の有無
- (2) 親族との関係
- (3) 親族等からの虐待等の事実の有無
- (4) 親族との財産争議の有無
- (5) 親族に代わって後見開始等審判の申立てを行うべき事由の有無
- (6) 任意後見登記の有無

3 市長は、対象者にやむを得ない事情が生じ、当該対象者について緊急に後見開始等審判の申立てを行う必要があると判断したときは、第1項に規定する調査を省略することができる。

(親族への説明)

第6条 市長は、前条第1項に規定する調査の結果、後見開始等審判の申立てを行う必要があると判断した場合において、対象者に2親等以内の親族がいるときは、当該親族に後見開始等審判の申立ての必要性を説明し、親族による申立てを促すものとする。

(審判の申立て)

第7条 市長は、後見開始等審判の申立てを行うに当たり、医師に対象者の診断を依頼し、後見、保佐又は補助のいずれの援助を必要としているか判断するための診断書を徴しなければならない。

2 市長は、対象者について既に任意後見登記がされている場合は、当該任意後見受任者と協議を行い、後見開始等審判の申立ての要否について判断するものとする。

3 住所地特例者等及び市内の施設等への入所等に伴う他の市区町村からの転入により当該市区町村が保険者等になっている者に係る後見開始等審判の申立てについては、当該住所地特例者等が居住し、又は保険者等となっている市区町村と協議を行い、市長が申立てを行うことが適当と認められる場合に、当該申立てを行うものとする。

4 市長は、対象者の3親等又は4親等の親族であって当該対象者に係る後見開始等審判の申立てを行う意思を有する者の存在が明らかな場合は、後見開始等審判の申立ては行わないものとする。

(親族への援助)

第8条 市長は、対象者の親族が後見開始等審判の申立てを行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、対象者の事理を弁識する能力及び生活状況を含む情報を江別市個人情報保護条例(平成14年条例第8号)の規定に反しない限度で提供する等親族が行う後見開始等審判の申立手続等の援助をすることができる。

(申立ての手続)

第9条 市長が行う後見開始等審判の申立てに係る申立書、添付書類、予納すべき費用その他手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(申立費用の負担等)

第10条 後見開始等審判の申立てに当たり必要な費用は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、各自が負担するものとする。

2 市長は、前項に規定する費用について、家事事件手続法第28条第2項の規定による負担させる者の決定を促す申立てを行い、家庭裁判所が対象者本人その他の者(以下この項において「関係人」という。)に対しその費用の全部又は一部について負担させることとしたときは、その指定する関係人に対し当該費用を請求するものとする。

3 前項に規定する申立ては、家庭裁判所が定める上申書を参考に行うものとする。

(審判前の保全処分の申立て)

第11条 市長は、対象者の状況を考慮し、緊急を要する場合において必要があると認めるときは、家事事件手続法第105条の規定に基づき審判前の保全の申立てを行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

附 則（平成24年7月6日）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年12月28日）

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成26年8月5日）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年9月26日）

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

附 則（令和3年9月6日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年9月6日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱により定められた様式の内紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。